

報道関係者 各位

令和7年10月30日

【照会先】

神奈川県労働局労働基準部監督課

課長

松田 恵太郎

過重労働特別監督監理官 澤 舘 龍 一

(電話) 045-211-7351

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～ 過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である11月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を11月1日に開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

神奈川県労働局では、キャンペーンに先立ち、労働局長から使用者団体等に対し、労使の主体的な取組を促すための要請を行っております。また、労働局長と運輸支局長が合同で「ベストプラクティス企業」を訪問し、長時間労働削減などに向けた取組を視察することとしています。

【取組の内容】

1 周知・啓発

(1) 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

開催日時：11月10日（月）13：30～16：30（受付13：00～）

会 場：横浜市技能文化会館（横浜市中区万代町2丁目4番地7）

https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/page_kanagawa.html

※当日、現地での取材を是非ともお願いします。取材を実施していただける場合は、事前に神奈川県労働局監督課（045-211-7351 担当：澤舘）までご連絡ください。

(2) ポスターの掲示などによる周知・啓発の実施

2 過重労働解消キャンペーン

(1) 労使の主体的な取組を促します

本キャンペーンの実施に先立ち、神奈川県労働局長から使用者団体や労働組合に対し、同取組にかかる協力要請を行っております。

(2) 労働局長と運輸支局長が合同でベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

神奈川県労働局長と神奈川県運輸支局長が合同で長時間労働削減など「働き方改革」に積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問します。

内 容：物流課題解消のため荷主とトラック事業者との連携した取組や課題などに関し積極的に取り組んでいる企業の職場訪問等を行い、荷主会社とトラック事業者との意見交換／社内視察

訪問先：（荷主会社）敷島製パン株式会社 パスコ湘南工場
神奈川県高座郡寒川町一之宮七丁目9番1号

訪問日時：11月4日（火）14：30から（予定）

※当日、現地での取材を是非ともお願いします。取材を実施していただける場合は、事前に神奈川労働局監督課（045-211-7351、担当：澤舘）までご連絡ください。

（3）重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場に対して重点的な監督指導を実施します。

（4）過重労働相談受付集中期間を設定します

11月4日（火）、5日（水）、6日及び7日（金）を「過重労働相談受付集中期間」とし、神奈川労働局及び労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

（5）特別労働相談を実施します

11月1日（土）に下記相談窓口にて電話及びSNS（LINE）による特別労働相談を実施します。

① 過重労働解消相談ダイヤル

電話番号：0120（794）713（フリーダイヤル なくしましょう 長い残業）

11月1日（土） 9：00～17：00 ※労働基準監督官が相談に対応します。

② 労働条件相談ほっとライン（特別労働相談日以外も通年で実施）

電話番号：0120（811）610（フリーダイヤル はい！労働）

SNS（LINE）相談【委託事業】 <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

11月1日（土） 9：00～21：00 ※労働条件相談ほっとラインの相談員が対応します。

（6）過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月～1月にオンライン又は会場開催により「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。また、特別企画として、「業務効率化セミナー」を東京、大阪で実施します。無料でどなたでも参加できます。

[専用ホームページ] <https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

[過重労働解消キャンペーン特設ページ]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

◎ 大企業・親事業者による下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止を促します

長時間労働の要因として、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このような大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のため、神奈川労働局では、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間として、過重労働解消キャンペーンの取組に併せて、「しわ寄せ」防止に係る取組を行います。

・ 使用者団体等への要請

神奈川労働局長による使用者団体等に対する過重労働解消に向けた取組の要請において、「しわ寄せ」防止に係る要請を併せて行います。

・ 大企業・親事業者が遵守すべき関係法令の周知徹底

相談窓口、各種説明会、集団指導、監督指導、企業指導等、あらゆる機会を通じて、関係法令及び取引企業に対する「しわ寄せ」防止に関する要請、周知等を行います。

しごとにより、 いのち。

働くことは、生きること。仕事は、たいせつ。

でも、働き過ぎて心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはならないこと。

どんなに時代や働き方が変化したとしても、それはあたりまえのこと。

あなたの職場環境のこと、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は...

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)



●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向け
にその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は...

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関するあらゆる分野について相談を受け付けています。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は...

●こころの耳電話相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

0120-565-455

月~金/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月~金 17:00~22:00
土・日 10:00~16:00
(祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳(ポータルサイト)

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新
情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つ
ツール等、様々なコンテンツを提供しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を
抱えていたら、相談してください。電話やSNS
の相談窓口を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



過労死の防止のための
活動を行う

民間団体の
相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

<https://karoshi-boushi.net/>



全国過労死を考える家族の会

<https://karoshi-kazoku.net/>



過労死弁護団
全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<https://karoshi.jp/>



参加
無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用ナビダイヤル
(月~金 9:00~17:30)

0570-026-027



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

神奈川
会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム



**過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ**

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料

事前申込

日時

2025年11月10日(月)
13:30~16:30 (受付13:00~)

会場

横浜市技能文化会館
多目的ホール
(横浜市中区万代町2丁目4番地7)

◎特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



主催：厚生労働省 後援：神奈川県、横浜市

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
神奈川県経営者協会、神奈川県商工会議所連合会、神奈川県商工会連合会、神奈川県中小企業団体中央会、
神奈川経済同友会、日本労働組合総連合会神奈川県連合会、神奈川県労働組合総連合



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

〔開会挨拶〕
〔神奈川労働局からの現状報告〕
〔基調講演〕

「“声”が職場に与える影響 —研究から見る暴言の余波と対応—

西村 悠貴 氏 (独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 産業保健研究グループ 主任研究員)

「過労死を考える家族の会より体験談」

〔団体・企業における取組事例紹介〕

「(一社)神奈川県トラック協会の取組み」

(一社)神奈川県トラック協会

「キリングroupが挑戦する物流課題解決の取組みと今後の展望」

キリンググループロジスティクス株式会社 丹羽 俊晶 氏（常務執行役員 東日本支社長）

〔質疑応答〕

〔閉会挨拶〕

会場のご案内

横浜市技能文化会館 多目的ホール

(横浜市中区万代町2丁目4番地7)

- ・JR根岸線「関内駅」南口から徒歩約5分
- ・横浜市営地下鉄ブルーライン「伊勢佐木長者町駅」出口2から徒歩約3分

参加申し込みについて

- ▶ 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶ 申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
- ▶ 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶ 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶ 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶ 連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- ▶ 参加（証明）書の発行はいたしません。予めご了承ください。

西村 悠貴 氏

(独)労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所
産業保健研究グループ 主任研究員



2019年九州大学大学院統合新領域学府から博士(感性)を取得。同年労働安全衛生総合研究所に過労死等防止調査研究センターの研究者として入所。以来、精神障害事案の解析、職場における暴言やコミュニケーションに関する研究、長時間労働の影響を検証する実験研究などを担当。専門は生理人類学・生心理学。



◎Webからのお申し込みはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



- 以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 03-6264-6445
●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→ ☐ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

- 次の該当する□に✓をお願いいたします。

- ☐ 経営者 ☐ 会社員 ☐ 公務員 ☐ 団体職員 ☐ 教職員 ☐ 医療関係者 ☐ 弁護士
☐ 社会保険労務士 ☐ パート・アルバイト ☐ 学生 ☐ 過労死等の当事者・家族
☐ その他 []

お 名 前	ふりがな	ふりがな
	5名以上のお申込みは、 別紙(様式自由)にて FAXしてください。	ふりがな
連 絡 先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

基調講演について質問を募集します。以下に質問したいことをご記入ください。 ※質問には全てお答えできるわけではございません。

「個人情報情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロサスユニークの「個人情報保護方針」(<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク 電 話:  0570-026-027 (ナビダイヤル)
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

インターバル制度や
IT活用など、明日から使える
事例や法令を学べる！



過重労働

解消のためのセミナー

参加費
無料

セミナー概要

過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「**実践的に使える知識**」を提供します。

- ★法令、ガイドライン等のポイント解説
 - ★過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患にかかる裁判例
 - ★過重労働解消に関する企業の取り組み事例 など
- セミナー終了後に、講師が質問に応じます！

- ・47都道府県開催
- ・1回120～150分(休憩10分)

会場情報

2025年
10月7日(火) 14:00～

会場：
**神奈川県
中小企業共済会館**

神奈川県横浜市
中区北仲通3丁目33

※各会場でのセミナー会議室は、
入り口にてご案内板をご確認下さい。

IT等を利用した業務効率化のセミナー(オンライン)等も実施しています。

詳細・お申込みはホームページから
<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

過重労働解消のためのセミナー

検索

携帯電話・スマホからでも ➡



令和7年度厚生労働省委託「就業環境整備・改善支援事業」
運営事務局 株式会社広済堂ネクスト
〒105-0023 東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスS館13F
TEL 050-8894-5990 受付時間 平日9:00～17:00
(土日・祝日およびお盆休み(8月9日～17日)を除く)
令和8年1月末日まで電話受付

セミナー参加のお手続きはこちらから

セミナーの詳細及びお申込みはホームページからご確認ください。

<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

過重労働解消のためのセミナー

検索



オンラインセミナーについて

◆ 過重労働解消のためのセミナー

『過重労働解消のためのセミナー』はオンラインでも開催させていただきます。

オンラインセミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールのほか、各講師の専門分野から重点テーマを設定し、5テーマに分けて開催します。

- ★過労死等労災認定基準から見た過重労働の防止(副業・兼業、テレワークの留意点を含む)
- ★過重労働とパワハラ防止(年次有給休暇、各種ハラスメントを含む)
- ★過重労働とメンタルヘルス(過労死等防止対策大綱、ストレスチェックを含む)
- ★過重労働と健康障害防止(下請等中小事業者へのしわ寄せ防止を含む)
- ★過労死等に係る損害賠償請求事例と上積み補償(フリーランスと過重労働、定額残業代制度を含む)

◆ 業務効率化セミナー

過重労働解消のためには業務効率化による労働時間の削減の取組が必要です。

本セミナーでは業務改善のステップとして、業務の洗い出し及び業務量の可視化、改善に向けた問題点の明確化及び改善手法の検討、ITツール導入による業務効率化の検討について具体的な事例を交えながら説明いたします。

お申込みから参加について

お申し込み方法

日程一覧より、参加したいセミナーの情報の横にある申込ボタンからお申込みください。現地セミナーの場合は、関東や近畿などのエリアごとに日程情報が表示されますので、地域を選択のうえ、ご確認ください。

【お申込みに必要な情報】

・担当者氏名 ・メールアドレス ・参加人数 ・事業場全体労働者数

参加方法(リアルセミナー)

お申込み完了後、お申込みの際に登録したアドレス宛に会場名等が記載されたメールが届きますので、ご確認ください。セミナーで使用するテキスト等は会場にてお配りします。

参加方法(オンラインセミナー)

お申込み完了後、お申込みの際に登録したアドレス宛にオンライン参加のためのURLが記載されたメールが届きます。

※Zoomでの開催となりますので、事前にZoomのインストールおよびアカウントの準備をお願いします。

11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。



STOP!
しわ寄せ



その無理な発注の「しわ寄せ」で 取引先が途方に暮れていませんか?

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト

STOP!
しな寄せ

大企業等と取引先中小事業者は 共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、委託事業者と受託事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 委託事業者も受託事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは委託事業者が負担すること。
- 委託事業者は、受託事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 委託事業者は、継続的な取引を行う受託事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、委託事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとすること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からでもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月1日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和7年11月1日(土) 9:00~17:00 ☎ 0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談はっとライン(☎ 0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン